

【参考資料】

①石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会設置要綱

石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 石垣市子ども・子育て支援事業計画に基づき、石垣市立幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育の提供、保育量の拡大・確保及び地域の子ども子育て支援の充実が求められ、財政的な視点からは効率的かつ効果的な運営体制が必須であることから、庁内関係部署で広く協議するため、石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会（以下「あり方検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 あり方検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市立幼稚園及び保育所等の民営化に関すること。
- (2) 幼保一元化に関すること。
- (3) 関係部局間の事務調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 あり方検討会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 あり方検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 あり方検討会の庶務は、児童家庭課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、あり方検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(石垣市幼保一元化事務連絡会議設置要綱の廃止)

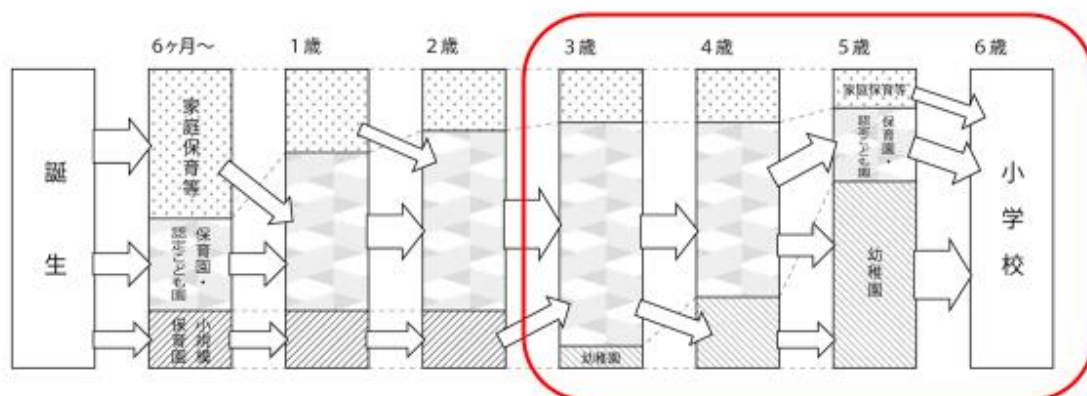
- 2 石垣市幼保一元化事務連絡調整会議設置要綱(平成27年石垣市告示第184-1号)は、廃止する。

②策定までのあり方検討委員会の経緯

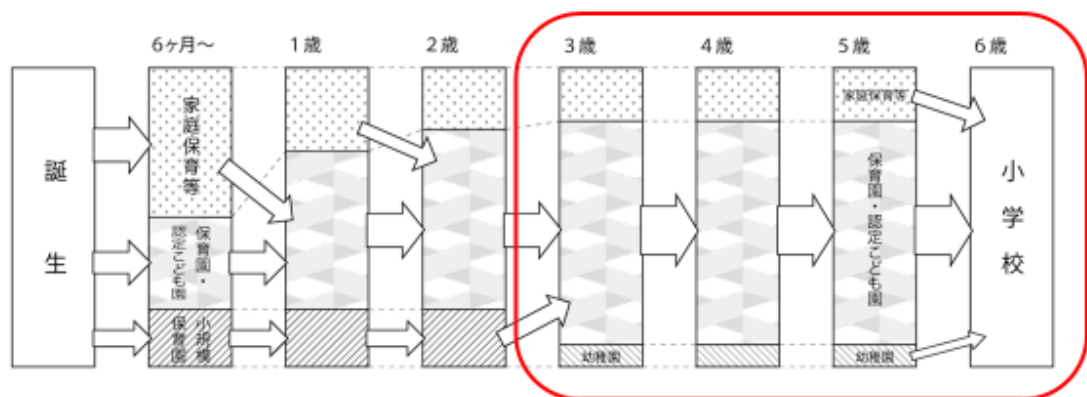
	日時	内容
第1回	平成28年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○設置要綱 ○公立施設の現状と課題 ○石垣市子ども・子育て支援事業計画 ○スケジュール(案)
第2回	平成28年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○保育必要量の推移 ○H29.4入所について ○川平・わかばについて
第3回	平成28年8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○市立保育所整備進捗状況 ○耐力度調査結果について ○公立職員配置について ○川平・わかばについて
第4回	平成28年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○公立認定こども園について ○公立保育所について ○今後のスケジュールについて
第5回	平成29年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議(1/17)の報告 ○平成29年度申込状況について ○平成30年度4月の見込みについて ○公立幼稚園・保育所についての将来像
第6回	平成29年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○石垣市子ども・子育て支援事業計画について ○公立幼稚園の一時預かり事業の今後の方針について ○市町村子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しのための考え方について
第7回	平成29年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○再編たたき案について ○平成29年度について
第8回	平成29年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○今後のあり方、移行案に関して ○スケジュールについて ○保護者アンケートについて
第9回	平成29年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○今後のあり方、移行案について ○意見の概要と市の考え方について ○集約後の休園となった幼稚園の方向性について

③これまでとこれからのイメージ

これまでは、 (小学校就学までのイメージ図)



これからは、 (小学校就学までのイメージ図)



- 視点1) 教育効果の高い3歳児からの連続した幼児教育を実施します。
- // 2) 保・幼・小連携プログラム「学びの基礎力育成支援事業」を教育委員会連携のもと継続実施します。
 - // 3) 小学校へ送付する児童要録の統一を図り、小学校へのスムーズな接続体制をつくります。

④ 認定こども園との比較表

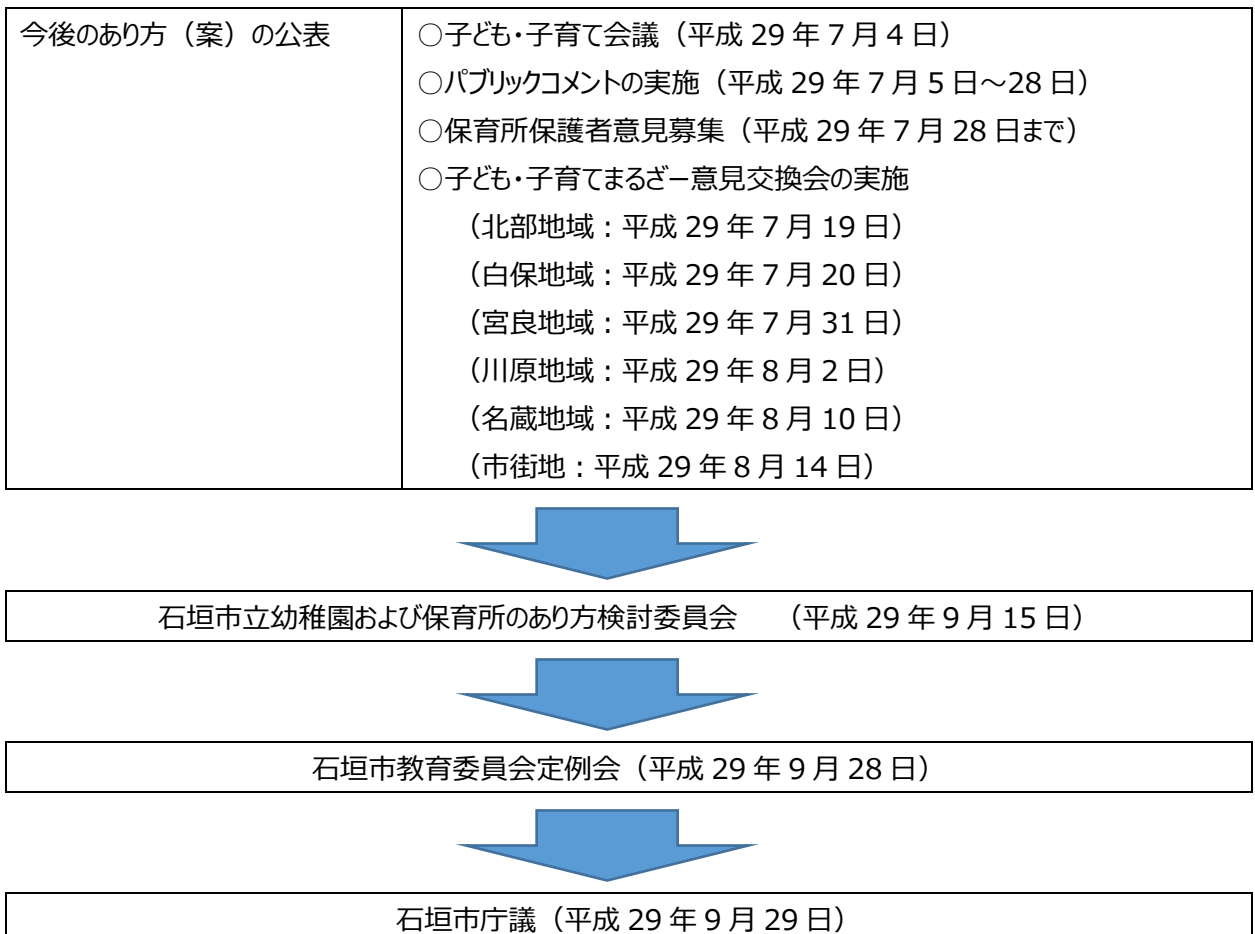
認定こども園と市立幼稚園・保育所との比較

[参考資料]

	市立幼稚園	認定こども園	市立保育所
受け入れるこども	4歳児～5歳児 (1号認定) ※園によって異なります	0～5歳児／3～5歳児 (1号認定・2号認定・3号認定) ※園によって異なります	0歳児～5歳児 (2号認定・3号認定) ※園によって5歳児なし
入園開始	4月9日から	4月1日から	4月1日から
土曜保育	なし	あり (1号認定はなし)	あり
夏休み等保育	なし	あり (1号認定はなし)	あり
開園時間	8:15～12:15 (弁当会の日～14:00)	7:30～18:30	7:30～18:30
利用時間	8:15～12:15 おおむね4時間程度	1号認定:市立幼稚園と同じ 2・3号認定:市立保育所と同じ	開所時間中 標準認定は11時間まで 短時間認定は8時間まで
給食	なし	あり	あり
保育料	所得に応じて段階的に設定	所得に応じて段階的に設定 1号認定は幼稚園保育料 2・3号認定は保育所保育料	所得に応じて段階的に設定

視点1) 認定こども園とは、幼稚園のもつ「午前の教育」と保育園のもつ「午後の保育（土曜保育有り、夏休み保育有り、7:30～18:30開園時間等）」機能を併せ持った一体的な施設です。
3歳以上のお子さんは、「教育のみ」や「教育+保育」の利用ができます。

⑤ 決定に至るまでのスケジュール



⑥用語の解説

○石垣市子ども・子育て支援事業計画

石垣市は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として子ども・子育て支援法第 61 条に定める「石垣市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していくために「保育サービス量の見込み」・「確保の方策」を設定し、子育て家庭が自らに合った支援や保育サービスを選択し利用できるように、計画期間中における幼児期の学校教育・保育の見込み量（必要利用定員総数）を定めています。

○幼保連携型認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つと同時に、地域子育て支援機能を有する施設で、午前中の教育時間の設定とともに保育を必要とする児童に午後の保育を提供することができる施設。子ども・子育て支援新制度においてその普及を図ることとされている施設となっている。

○地域型保育事業

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度に合わせ、制度化された市が認可する 0 歳児～2 歳児の保育を必要とする乳幼児を保育する施設。

○公私連携幼保連携型認定こども園

認定こども園としての運営能力を有する学校法人又は社会福祉法人を「公私連携法人」として指定し、施設を貸し付け、その管理運営について協定を締結することで、教育と保育等について本市との連携の下、法人がその運営を行い、公立施設と同様の教育・保育を提供する認定こども園。

○支給認定

- 1 号認定：満 3 歳児～小学校就学前の子どもであって幼稚園教育を希望する場合（教育標準時間認定）
- 2 号認定：満 3 歳児～小学校就学前の子どもであって保育を必要とする場合（保育認定）
- 3 号認定：満 3 歳児未満の子どもであって保育を必要とする場合（保育認定）

平成 29 年 9 月 28 日 石垣市教育委員会会議決議

平成 29 年 9 月 29 日 石垣市庁議決定

所管 石垣市 福祉部 児童家庭課

石垣市 教育委員会 総務課

学務課

学校教育課